

午前十時 四十分 開会

○議長（首藤 正君） 平成十四年第一回別府市議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから、開会いたします。

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第一号により行います。

日程第一により、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、議長において指名いたします。

三 番 黒 木 愛 一 郎 君

十七 番 清 成 宣 明 君

二十五番 江 藤 勝 彦 君

以上三名の方々にお願いいたします。

次に、日程第二により、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日一日と決定いたしました。

次に、日程第三により、平成十四年第一回定例会より継続審査中の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会に関する調査の件を上程議題といたします。

先ほど、四番平野文活君外二名から、本件のうち、市税滞納に関する事項及び水道局不納欠損に関する事項については、秘密会を開いて審議されたい旨の動議が提出されました。本動議は、所定の手続きにより発議されておりますので、直ちに議題といたします。（退席する者あり）

秘密会を開くには、地方自治法第一百五十五条の規定により、出席議員の三分の二以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いなくて可否を決することに規定されております。ただいまの出席議員は三十一人であり、その三分の二は二十一人であります。

秘密会開催の動議について採決いたします。この採決は、起立により行います。

本動議のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 確認をいたしますので、しばらく御起立を願います。

ただいまの起立者は、所定数以上であります。よって、本件については、秘密会を開いて審議されたいとの動議は可決されました。

議員、事務局職員及び関係説明員以外の職員並びに傍聴人の退席を命じます。

（議員、事務局職員及び関係説明員以外の職員並びに傍聴人退席）

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。そのままお待ちください。

午前十時四十四分 休憩

[秘密会]

午前十時五十七分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長。

（総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長・富田公人君登壇）

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） 平成十四年三月二十日に設置され、閉会中も継続審査の議決を得ました総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

平成十四年第一回市議会定例会で、本委員会に委託されました事務調査について、地方自治法第百条第一項に基づき、平成十四年三月二十日から平成十四年十月二十八日まで、計十三回にわたり委員会を開会し、証人七名、参考人二名の出頭を求め、証言及び意見聴取を行う等、鋭意調査を進めてまいりました。本委員会で審議した調査項目は、四点であります。

一点目は、総合体育館建設に関する事項、二点目は、市税滞納に関する事項、三点目は、水道局不納欠損に関する事項、四点目は、議長車使用及び出張旅費に関する事項であります。

まず、この調査を行うに当たりまして、委員会の委員が、自分自身の身の潔白を明らかにすべきであるという観点から、市税完納証明を提出すべき提案がなされ、委員全員がこの証明書を提出いたしましたことを報告いたします。

それでは、大筋の調査の流れを説明し、その後、調査項目一点ずつについて詳しく結果報告をさせていただきます。

まず、平成十四年五月十日、本委員会に委任されました四点の項目を調査するため、本委員会より当局あてに十四件の記録請求を行いました。この提出を当局に求めるに当たり

まして、当時の三ヶ尻議長からの記録の請求がおくれたため、記録の請求手続きが大幅に遅滞しましたことは、議長権限の逸脱とも受け取られかねないことであり、非常に残念でありました。このようなことから本委員会は、これを強く抗議するとともに、今後、当時議長であった三ヶ尻議員に対し、議長としての職務を全うし、二度とこのようなことが起こらないよう厳重に申し入れを行いました。

また、五月三十一日、当局から、地方自治法第百条第四項の規定により、市税滞納に関する事項及び水道局不納欠損に関する事項についての記録の提出拒否について、守秘義務の観点からの制約及び法人格の観点からの制約ということで、その理由を疎明する文書が、本委員会に提出をされました。

これを受けて協議いたしました結果、秘密会にすれば資料を開示できるのではないかという意見が出され、関係記録の提出については秘密会で取り扱うことに決定をし、再度当局に対しまして、記録の提出を要求いたしました。

この結果、六月十日、市税滞納に関する事項のうち、法人については、関係者に対する影響などの理由から記録の提出をすることはできないが、個人の市税納入状況に関する事項についてのみ記録を提出する旨の回答があり、六月十四日に、秘密会においてその状況の記録の閲覧をいたしました。

また、水道局不納欠損に関する事項については、秘密会においても記録の提出を拒否する旨の回答が、水道局企業管理者よりなされました。

次に、議長車使用及び出張旅費に関する事項のうち、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会の出張旅費に関する事項については、五月三十一日、同組合は、別府市とは別個の法人であるため記録の提出を拒否する旨の回答がありましたが、同組合については、別府市より多額の負担金の予算措置をしている関係などもあり、再度明確な回答を求めましたところ、六月十日、平成十三年度出張旅費支出命令書及び会話録が提出をされました。

以上が、記録提出についての経緯であります。

その後、九月二日、九月二十七日の両日、証人及び参考人の証人尋問及び意見聴取を行いましたので、この証言などを中心に調査項目ごとにその概要を報告いたします。

調査項目のうち、市税滞納に関する事項及び水道局不納欠損に関する事項については、先ほど御報告をいたしましたとおりであります。

次に、調査項目のうち総合体育館建設に関する事項について報告をいたします。

まず、由川盛登証人の尋問から説明いたします。

由川証人は、平成十二年四月に総合体育館建設準備室の準備室長に任命されており、現

在は準備室を閉じまして、建設室長として携わっております。選定委員会の委員は八名で構成されておりまして、一般の方が五名と行政側三名という構成となっており、一般の中には学識経験者それから議会代表、体育協会会長、体育施設建設等検討委員会委員長となっていることをあらかじめ説明をいたしておきます。

由川証人によると、第一回目の委員会は平成十二年六月九日で、内容は、委員会の進め方と今後のスケジュールと設計業者の選定方法について、第二回目の委員会は六月十七日、プロポーザルに参加する技術提案書提出業者の選定を行い、審議の結果、六社に絞り込み、第三回目の七月十七日に一社の業者を決定し、参加業者全員と選定された業者の公表を行ったということでありました。

この第二回目の委員会での六社の設計者の選定の後、由川証人が議長室に呼ばれたときの証言について報告いたします。

このとき、なぜ選定した六社を公表しないのか、大概、指名をした業者は公表しているのではないかと、という質問を受けたということです。その業者名を公表せよ、という当時の三ヶ尻議長の要求に対して由川証人は、委員会の会長の提案で、全員一致で審査が終わるまで審査の支障を来すおそれがあり、また公平性を保つために公表しないでヒアリング評価をしようということに決定したので、公表できない旨答えたが、三ヶ尻・前議長は、納得できないので、当時の大塚助役を呼ぶよう求めたため、そこから助役が同席したということでありました。

そこで、さらに大塚助役が同様の説明を行ったということでありました。その中で、この選定委員会の会長の電話番号と名前を聞かれ、三ヶ尻・前議長が電話をしたが、会長は不在だったので、副会長の連絡先を聞かれたということでありました。それから、証人は、体調を崩して入院したので、後日見舞いに来た職員から、三ヶ尻・前議長から吉村副会長に電話があったという知らせを聞いた、という証言がありました。

また、委員から、選定委員会で公平を保つために内容については公表しないということでありましたが、一回の委員会ごとに審議内容を公表した方が公平な審議ができたのではないかと、という尋問に対し、業者の名前を先に知ってしまうと、業者のネームバリューと業者の名前で審査するような嫌いがあるのではないとの観点から、設計審査会の会長の提案で全員が賛成して公表しないことにした旨の証言がありました。

また次に、共同企業体名簿の公表がなされたかどうかの尋問がなされましたが、由川証人は、直接かかわっていない、という証言でありました。

次に、指名委員会の委員をしていた三浦義人助役に対する証人尋問が行われました。

平成十三年六月二十八日の朝、三浦証人が出勤したところ、議会事務局長から、当時の三ヶ尻議長が、予備指名について指名委員全員議長室に集合する旨の指示をしていると聞いたが、指名委員を全員集合させることができない旨を伝え、結局、証人と契約検査課長が議長室に行ったということでありました。

証言によると、そのとき、浜野議員と内田議員が同席していたということでありました。証人に、当時の三ヶ尻議長が、予備指名はおかしいのではないかと、なぜ県内、県外、市内の三階建てのベンチャーなのかということ、それから、点数のとおりになっていないのではないかと、という質問をされたので、同席していた契約検査課長が基本的な考え方を説明し、その後、証人は、指名委員会においては権限のある指名委員会で審議決定した事項であり、公明正大に行っているという点を説明したとのことでありました。

その後、もう一度議長室に呼ばれ、点数の順番どおりに指名をしていない。九月議会では否決になるかもしれんぞ、と当時の三ヶ尻議長が言った旨の会話録について、これは議決権を振りかざしての圧力ともとれ、行政の執行に対する不当介入のように判断されるが、その点についての考えを委員より求められ、また、この不当介入、執行権の圧力について、行政側は専門家に判断を求めなかったのか、との尋問に対し、委員と判断を同じくしている。また、別府市の顧問弁護士とも協議をした結果、極端な場合はやはり不当介入の可能性があるというような点も指摘をされた旨の証言がありました。

また、この議長室でのやり取りの中で、大変無礼な言葉を証人に使ったのではないかと、という尋問に対し、内容的にはかなり人権を傷つけるような発言であったが、自分の人権の問題であるので発言を控えたい、とのことでありました。

次に、当時の三ヶ尻議長から、設計業者の名前とか、そういう状況を聞きたい。全部オープンにしる、ということで、脅迫のような電話が、設計者選定委員会の吉村副会長にあったということで、吉村副会長より別府市に対して、自分の身の安全とか家族の身の安全を別府市の方でとってほしい、との連絡があり、この話の概要を警察に話し、対応策を協議し、結局、大分南警察署の方で対応してもらった、という証言がありました。

次に、吉村浩二証人の尋問について報告いたします。

吉村証人は、総合体育館設計者選定委員会の副会長であり、平成十二年六月九日、六月十七日、七月十七日に選定委員会が開催されております。第二回目の六月十七日に、プロポザールに参加する技術提案書提出業者のうち、六社の設計者の選定を行ったわけですが、記録などによりますと、平成十二年の六月二十五日か二十六日ごろ、当時の三ヶ尻議長から電話があり、設計業者などの名前とか、つまりどういう業者がその選考に残った

か、そういう状況を全部聞きたい。全部オープンにしる、ということで脅迫みたいな感じ
ですごい電話があったということです。そういった電話を受けた吉村証人は、選定作業に
ついては、内容も含め最終的に決定するまでは一切公表してはいけないということと言わ
れていたもので、一切お答えできない、と三ヶ尻・前議長に伝えたところ、証人の専門家と
しての人格とか、そういうものを全く無視して、証人が一々反論しようとしても耳を貸し
てくれず、発言させてくれず、一方的に、高圧的に話をし、まるでやくざから脅かされて
いるような感じを受けた、という証言がありました。

また、業者の名前をオープンにしる、という電話が証人にあったのは、何か私腹を肥や
すとか利益があるようなことでないと、あれほどの剣幕で業者の名前を明かせというこ
とは普通言わないと思った、という感想を述べております。証人は、その電話を受けた後、
怖かったので、これは絶対脅迫だと思い、別府市の方にその内容を電話で伝えたというこ
とであります。

その後、六月二十七日に、市長からの指示を受けて、助役と契約検査課長が証人を訪ね
ております。証人が、電話の内容から非常に怖く、また家族が危害を加えられたりするの
が怖いということであったので、翌六月二十八日、助役と契約検査課長が、別府警察署に
赴いて証人の要望を伝え、大分南警察署がその後の対応をしたということであります。こ
の間、平成十二年六月二十八日以降翌十三年十一月末日までに第二回目の電話があったか、
また、何かそれらしい不安を感じさせることはあったか、との尋問に対しては、直接嫌が
らせだとか脅迫だなど思うようなことは一切起こってない、という証言をしております。

それから、平成十四年三月十三日に、三ヶ尻・前議長が、選定に圧力をかけたのではな
いか、それに対して証人が、三ヶ尻・前議長から脅しを受けたということが、大分合同新
聞に掲載され、そのことを証人は知らなかったが、大分南警察署の刑事さんからのファッ
クスによってそれを知ったということでありました。

また、証人によると、平成十四年四月十二日、これは百条委員会が開催された日であり
ますが、その日付で、当時の三ヶ尻議長より「通知書」という手紙が来ております。この
通知書の内容について委員より文書が示され、確認を受け、証人は、相違ない、と答えて
おります。その内容は、平成十四年一月十八日に自民党別府市議団八名の議員が証人のと
ころを訪ね、電話の内容などを含めすべて話してほしいということで、テープをとること
を了解したのですが、これに対し三ヶ尻・前議長は、議員の一人として指名業者選定の経
緯に疑問や不信、その他不透明で公正を疑わせるような点があれば、これをただすのは、
議員としての当然の職務行為と考えている。証人の発言は、一過性の言葉を著しく誇張し

歪曲して伝えるものであり、議員の職を務める自分に対する重大な侮辱であり、名誉と人格を著しく棄損するものであり、大学人らしい謙虚さを持って真摯に反省し、謝罪すべきだ。万一返答のない場合は、法的手続きをとることも検討中だということでありました。このことについて証人は、口封じのために脅迫状を受けたように感じたということでありました。それに対し証人は、四月十六日に通知書に対する返事を、回答書という形で送ったということでありました。

また、委員より、証人の話の中で、第一回の四月十二日の百条委員会が行われた日かと思われるところで、自分が発言したテープレコーダーでの録音の内容が文字化されて出たことを初めて知ったのか、また、テープを起こして利用することについては了解していたか、との尋問に対し、証人は、文書にしたとか、それを何かに使うということは、直接了解したような記憶はないが、この百条委員会が開催されると知ったときに、この委員会の資料として自分の発言が全部公表されることについては、公正な場で実際どういうことがあったか、電話を受けたとき、どういう気持ちでいたか、そういうことが入っているのでもいいことだと思った、との証言がなされております。

また、証人は、別府市について、平成七年に起きた兵庫県南部地震の後、学校建築物を中心に耐震診断、耐震補強に積極的に取り組んでいると評価した上で、この委員会の結論がどうなるにしろ、こういうことが二度と起こらないように、そしてガラス張りのちゃんとした明るい市政をやっていただきたい、という希望を述べております。

次に、三ヶ尻正友証人についての尋問の概要を説明いたします。

委員より、総合体育館建設にかかわる設計プロポーザル参加業者六社の名前を尋ねたことがあるか、また、あるとすればいつ、どこで、執行部のだれに、どういう目的で問い合わせたか、の尋問があり、これについて証人より、日時ははっきり覚えていないが、平成十二年六月十七日から十八日だったと思うが、六社に決定したという話を聞いたので、名前は県あたりも情報公開しており、別府市もそれに準ずるということになっているので、決定したのなら尋ねてもいいと思い、当時の体育館建設準備室長の由川室長に聞いた、という証言がありました。

なぜ業者の名前を知る必要があったのか、との尋問に対し、他意はないが、単純に六社に決まったのならどこに決まったか知りただけだ、という証言でありました。

証人の問い合わせに対して由川建設準備室長は、自分が事務局長という立場にあるので、六社の名前を言うことはできない。他の人に聞いてほしいということであったので、上司である当時の大塚助役に尋ねたところ、秘密会において決定したので、自分たちではいか

がなもののか。正副会長に聞いてください、というふうに言われたので、会長の名前と電話番号を聞き、禿島会長に電話をしたが、不在であったので、副会長の名前と電話番号を聞き、吉村副会長に電話した旨の証言がなされました。

電話の内容は、決定した六社の名前を由川室長、大塚助役に聞いたところ、秘密会で教えられないので正副会長に聞いてもらえないか、ということであったので、六社の名前を教えてほしいという内容であったということでありました。

なぜ、議会において後日、議案質疑などで六社の名前や審議内容を知ることができるのに事前に知りたかったのか、との尋問に対し、ただ単に決まったのなら教えてほしいと思った、との証言がなされました。

また、委員より、三ヶ尻証人の通知書と、それに対する吉村証人の回答書について文書を提示され、これについて間違いはない、との証言がありました。

三ヶ尻証人が出した通知書について、吉村先生が反省・謝罪したか、の尋問に対しては、「最後になりましたが、貴兄のますますの御発展と御活躍をお祈りいたします」とあったので、先生も三ヶ尻証人の通知書に対して理解してくれたと考えていた旨の証言がありました。

これに対し委員より、吉村証人と三ヶ尻証人との証言の相違点が明確になった、という意見が出されました。

次に、総合体育館の予備指名の問題についての証言について報告をいたします。

平成十三年六月二十八日の午前中、当時の議長である三ヶ尻証人が、指名委員会委員全員を議長室に集まるよう指示をしたか、という尋問に対して、全員集まるように言ったかどうかの記憶はないが、議会事務局長に依頼をし、加藤契約検査課長と三浦助役を呼んだ旨の証言がありました。

なお、浜野議員と内田議員を呼んだかどうかの尋問に対しては、記憶が定かではないということでありました。

加藤契約検査課長と三浦助役を呼んでの議長室での話の内容については、総合体育館新築給排水設備工事の内容についてということでした。

まず、管工事について別府市の業者を優遇してほしいという内容の陳情が市長室にも、当時議長であった三ヶ尻証人のところにもあったにもかかわらず、予備指名の結果は、Aグループ（県外）、Bグループ（県内）、Cグループ（市内）とに分かれておるが、Bグループについて、ランクづけからいくと別府の業者よりランクの低い業者が指名されていたので、どういう基準で指名したのかと、何で別府の業者より低い業者をBグループに

入れたのかということ三浦助役及び加藤契約検査課長に質問したということでありました。

これに対し、委員より会話録の提示がありました。会話録の内容については、三ヶ尻証人が、今回の予備指名についておかしいと言ったことに対し、三浦助役は、この工事は補助事業のため、県外のすぐれた技術を持つ業者と市外の業者を完全に排除することも、工事規模から考えてできない。そのため、県外、県内、市内三社のジョイントベンチャーにした旨の説明をした。それに対して、この予備指名については点数の順番にはいってないので、市長の言う公明正大の指名ではないのではないか、と三ヶ尻証人が問い、それに対して契約検査課長は、点数や技術職員の数、地域性を勘案している、と答えたところ、三ヶ尻証人が、講釈を言うな、何を理屈を言うか、と言った。それから、点数の順番どおりに指名をしていないので、九月議会は否決になるかもしれない、と証人が言ったという内容でありました。

これについて委員より、この会話録について違うところがあったら指摘してほしい、との尋問に対し、思い出せない、ということでありました。

次に、総合体育館新築給排水設備工事について、議会に上程される前になぜ執拗に名前を聞いたのか、という尋問に対し、議会の後であろうと前であろうと、疑問点が出てきたものに対し執行部に尋ねるのは、議員として、また議長として当然の権利だと思って尋ねた。別府の業者より点数の低い業者をなぜ入れたのかを真剣に尋ねたが、明確な答弁がなかった、との証言がなされました。

三ヶ尻証人の言葉遣いから、吉村先生、また市の幹部職員からも、圧力等を感じた、という証言があったが、どう考えているか、との尋問に対しては、別府の方言で話すとき、そういう点で若干誤解を受けたのかなということ反省しているとのことでありましたが、脅迫をしたというふうなことは全くない、というように答えております。

これに対して委員より、証人は、公人であるので、身の処し方について大きな反省が要るのではないか、という意見が出されました。

最後に、調査項目のうち議長車使用及び出張旅費に関する事項について報告をいたします。

まず、議長車使用の事項について報告をいたします。

このことにつきまして、まず、議会事務局の東昇司局長に証人として出頭を求め、運転日報を見て何か疑問を感じたことはないか、との尋問に対し、運転日報については一カ月に一度決裁するが、日によって例えば一日二百キロ、それを超すこともあるので、うんと

走っているなど感じたことはある。運転日報については、改ざんなど全くないと証言しております。

次に、当時の運転者である佐藤和昭参考人の意見聴取では、運転日報によると、前議長・三ヶ尻議員によって中津、杵築方面に出かけることが多かったようだが、中津市役所、杵築市役所に行ったか、との質問に対し、市役所には行っていない。また、行ったときは、いずれかのホテルで待っていた。自分たち運転者は、議長が行くと言えば、公務だと思っているので、それ以外は何も考えたことがない旨の発言がありました。また、その中で、何度かは途中で一人で帰ったこともある、という発言もありました。

次に、三ヶ尻証人よりの証言を説明いたします。

委員より、運転日報によれば、平成十三年度において中津に五回、杵築に三回行ったように記載されているが、記憶があるかどうか、また、それが公務だったか、の質問に対し、運転日報は、当時の運転手の佐藤君がつけているので、間違いないと思う。議長経験者はだれでもそうだと思うが、各種団体または各都市の皆さんとの交流などがある、との証言がなされました。

また、佐藤参考人によると、帰りは一人で帰ったこともあるとの証言だったが、議長は何で帰ったかの尋問に対し、バスか電車か、他の自動車で帰ったと思う、ということでありました。

次に、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会の先進地視察旅費についての調査について報告をいたします。

当時の別杵速見地域広域市町村圏事務局長であった石川弦太郎証人によりますと、前議長の三ヶ尻議員の出張計画は、平成十四年一月十六日から十八日までの二泊三日であったが、一月十七日に三浦助役から呼ばれ、当時の三ヶ尻議長は広域圏の視察に行っているはずだが、ある職員が、三ヶ尻・前議長の自宅に連絡をしたということを知ったということに意外に思ったということでした。その視察を中止した理由について聞いているか、という尋問に対し、後日、一月二十二日火曜日に聞いたところによると、病気になったため視察を中止したということであった、と証言しております。

その後の対応について委員より尋問があり、証人は、一月十八日に広域圏議会議長の浜野議員に事実を確認し相談したところ、旅費の全額戻入をした方がよいだろうということになり、一月二十二日に旅費の全額戻入をした旨の証言がありました。

また、ある職員が、三ヶ尻議員宅に連絡をして、視察予定中に在宅していることがわかったということに関して、二時間近くもこの職員の名前を聞いたということであるが、ど

んな気持ちを持ったのか、の尋問に対して、初めはびっくりして、また後では苦痛に感じた、との証言もなされております。

次に、三ヶ尻正友証人についての尋問の概要を説明いたします。

証人は、平成十四年一月十六日から十八日までの二泊三日の京都方面への出張に関しては、浜野広域圏議長と出張する計画をした。浜野議員とは別々に出発し、先方で落ち合うことにしていたが、途中、広島に急用があったので、広島までのJRの切符を購入し、広島で下車した。京都で落ち合う時間については思い出せない。広島で宿泊したかどうかについても思い出せないということでありました。

それに対し委員より、三ヶ尻・前議長は、一月十八日に韓国に行ったのではないかと、十六日に広島で用事を済ませて、その後、京都に向かい視察を行うとすれば、十八日の十二時十五分、大分空港発の韓国行きには到底間に合わないことから、最初から出張に行く予定がなかったと思われるが、韓国には十八日の何時に行ったのか、との尋問に対し、最初は広島に急用があったのだから、そこまでの旅費は実費精算しようと思ったが、最終的には公的に旅費の全額を戻入しているので、私的にどこに行ったかは答える必要はないのではないかと思う、との発言がなされました。

次に、去る十月二十八日の本委員会において決定しました三ヶ尻正友君の証言拒否及び虚偽の陳述に対する告発の件について報告します。

委員より、三ヶ尻証人が行った総合体育館建設に関する事項の証言のうち、当時の設計者選定委員会副会長の吉村浩二大分大学教授に対する脅迫についての証言、及び行政への圧力、不当介入についての証言は、虚偽の陳述として、また別杵速見広域市町村圏事務組合議会の出張旅費に関する事項の証言のうち、先進地視察を中止した理由についての証言、先進地視察旅費精算金の戻入についての証言、及び韓国旅行を先進地視察前に計画をしていたか否かについての証言は、虚偽の陳述として、並びに広島での宿泊の有無についての証言、及び韓国旅行の有無についての証言は、証言拒否として、本委員会として告発すべきものとして動議がなされました。

これに対し別の委員より、今後、委員会として動いていくなれば慎重に審議していくプロセスを持つ必要が当然あるのではないかと。また、他の委員より、議員としての品位や名誉を害する行為というような、倫理規定に反する行為として糾弾されなければならないし、最終的には選挙民の判断にゆだねるべきものである。虚偽の陳述などの重大な法を犯したものとして告発すべきものでない、などの意見が出されました。

一方、最終の証人喚問から約一カ月が過ぎており、この間、委員に会議録も配付されて

おり、証言の相違及び証言拒否の部分があることは明らかであり、地方自治法に基づき告発すべきものであるとの意見が出されました。

本件については、最終的には採決の結果、賛成多数で三ヶ尻正友君を証言拒否及び虚偽の陳述の件で告発することに決定をいたしました。

以上で、今般の本委員会に付託された地方自治法第百条に基づく調査の概要報告を終わります。

次に、調査を終えての委員会としての見解を述べたいと思います。

何よりも調査を進めていく中で、平成八年に議員みずからの提案で制定した「別府市議会議員の政治倫理に関する条例」の第二条に、「議員は、市民の代表として与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、地方自治の本旨にのっとり、その使命の達成に努めなければならない」とありますが、まさにこの調査は、この趣旨そのものに関するものであったと思います。その内容は、議員の倫理の問題であり、いやしくも市民の負託を受けて議員となった者は、その期待にこたえるよう襟を正し身を律すべきであり、その言動が常に社会的な影響力を持つものであることを十分認識した行動をとるべきであり、総合体育館建設に関する調査によって明らかにされたのは、当時の議長が、議長職にありながら、その権限の濫用ともとれる言動により、主観の相違はあれ、関係者に圧力または脅迫とも受け取られかねない言動をとったことが多々あったとされることは事実であり、今後、このようなことは絶対あってはならないことであり、厳しく反省すべき問題であると指摘せざるを得ません。

また、滞納問題及び水道局不納欠損につきましては、守秘義務などの問題から、秘密会においても明らかにされないこともあり、当局の対応に対して不満を感じ、調査の限界があったことは非常に遺憾ではありますが、ある程度の実内容が判明できましたことは、調査の成果であったと考えます。

議員みずからの言動により、市民の納税意欲の低下が生じることもあり得ることであり、また、税の徴収に対する不公平感を持っているという市民の声も多くあることから、市民世論にかんがみ、何らかの形で納税に関するきちんとした姿勢を示す手続きをとることを義務づける方法を議員みずからが提起することも、来年に行われる統一地方選挙も控えていることから、今後の緊急な課題であろうかと考えます。

この調査の記録の提出につきまして、本委員会が当局に対し秘密会を提起したにもかかわらず、これを公表した本委員会の委員を含む議員が存在いたしましたことを非常に遺憾に思い、関係者の方々に多大な御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

また、議会から委任を受けたにもかかわらず、途中から本委員会を欠席された委員がいたことは、関係条例などの趣旨に照らして極めて遺憾に感じております。

終わりに、今回の調査に当たりまして、証人、参考人並びに説明員として御協力いただきました皆様方に対し心から感謝を申し上げまして、本委員会の最終報告といたします。御静聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○一番（猿渡久子君） この百条調査委員会は、当初、体育館建設関連の問題、市税滞納の問題、水道料不納欠損の問題、議長車の問題のこの四点で調査をするということで、本会議で決めて調査委員会を設置したと思うのですが、委員長報告の中に、広域圏議会の出張の問題が出てきましたが、この広域圏議会の出張旅費等の問題は、最初に百条調査委員会を設置したときの項目の中に入っていなかったのですが、なぜその問題が百条の中で調査をされることになったのか、ちょっと疑問に感じるわけですが、その点の説明をお願いいたします。

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） お答えします。

項目の中の広域圏関係について、審議をする過程でそういう問題が関連事項として提起をされて、それに対して審議を行ったということでもあります。

○一番（猿渡久子君） この四点の中の、どの部分に関連するということでしょうか。

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） 広域圏の関係に対しましては、出張の関係について、申し上げましたように当初は行政側としては、いわゆる別府市と広域圏議会の位置づけが違うので、これは回答することはできないという、そういう趣旨にのっとって答弁がございました。しかし、広域圏議会に対しましては、別府市として多額の負担金をしてあるということから、その問題について論議を進めて、その過程で出張旅費の関係について広域圏議会の取り扱いの範疇になりますから、別府市としては多額の負担金を負担しているということ、その要求に対しては答えるべきであるということが理解をされて、審議の過程になったということをお理解いただきたいと思えます。

○十一番（高橋美智子君） 先ほどの最後の方に、証言拒否などによって告発を採決したということのくだりがありましたけれども、これは百条には特定である、犯罪議員として

の告発とか、そういう旨の議決なんかもできないようになっていきますから、委員会として、それから、議決としてこの本会議でたぶん決まるというのか、そこら辺のところははっきりしていません。それで、なぜ百条委員会で証言拒否についての採決を、権限がないにもかかわらず採決をしたのか、そこら辺のところを説明してください。

それと、この報告書のまとめをした後にこういう話になったのか、そこら辺の中身をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） 本来ならば最終的な委員長報告は御一任を願うということで、通常の議会でも常任委員会の委員長、特別委員会の委員長が、その協議の経緯を踏まえた委員長報告をして本議会に報告すると、そこで御審議をいただくということに通常はなっております。しかし、今回の百条委員会は、あくまでも民主主義を全うしなければならないということで、一応御一任を願いましたけれども、大事な部分が多くございまして、最後まで各委員の理解と協力を得まして、委員長報告としての御審議をお願いしました。

その結果、委員長報告に対してこれで御承認を願えるかという提起に対しまして、「異議あり」という御意見がございまして、その「異議あり」の内容につきましては、先ほど指摘をされました四項目の関係全体にまつわる内容を、告発に値する内容があるので、それを提起してお諮りを願いたい、こういう異議の申し立てがございました。

したがって、一応異議が出た以上、その異議をお諮りをした結果、そういう告発に対する問題については、先ほども報告の中にもありましたように、やはり慎重を期すべきだということもありましたが、最終的に決をとった結果、百条委員会としては告発をすべきということで決定を見たところであります。

ちなみに、以前の東京におけるペリエールの別府市との随意契約の関係で調査特別委員会がありました。私もその中の一人として委員に携わってまいりました。この過程から見ましても、百条委員会で最終的には告発の問題が対象となりまして、決をとった結果、同数で委員長採決で告発することに決定をしたと。その後、本議会で、委員会ですべてを決定するというにはなりませんので、本議会でその取り扱いについては、議長が改めて議題設定として本議会にお諮り願って、そして最終的にはその告発は否決をされた、こういう経緯もございまして、御理解を賜りたいと思います。

○十一番（高橋美智子君） 法律上、刑事訴訟法の規定からは、法人格のない議会には告発権は認められないものであって、議会が告発を得るためには、特に法令にその趣旨の規定がなければならないことになる。現行法制のもとにおいては自治法第百条第九項の規定

以外には議会が告発し得る旨の規定は存在しないというふうになっていますけれども、それでいけば、これは告発ということにはならない、そういうことになるのではないか。そういう決定を百条委員会みずからがしたのではないかというふうな形になるのではないかという危惧を抱いていますが、その件について。

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） 百条第九項、もう御承知おきだとは思いますが、調査を左右する重要な証言などがあった場合、委員会は告発すべきですが、虚偽の内容が軽易な場合は委員会の裁量により告発しないこともできる、こういうことになっており、百条第九項、私どもは百条調査委員会でしたから、百条第九項では、調査する過程で証言を通して虚偽の証言とか、あるいは証言拒否と受けとめられるような場合には告発をすることができるということで、告発をしなければならぬということ明快地記されております。これの関係が中心で、異議が出された内容について最終的に取り扱いを進めたということでございますので、御理解を賜りたい、このように思います。

○十一番（高橋美智子君） それでは、その証言拒否によって、それが軽易なものであるか重大なものであるかということに対しての、それについて賛否を委員会としては意思表示をした、そういうことなのですか。だから、それについて、また新たにこの議会において議決をここですると、それは別としてするということなのか、そこら辺をはっきりさせていただきたいと思います。

○総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会委員長（富田公人君） それは、申し上げました百条委員会の経過を踏まえて、議長がその後の取り扱いについて判断される事柄だと、このように思っております。

○十一番（高橋美智子君） それでわかりました。では、そのことについて委員会としてはそういうことを決定すべきことではなかったと（「委員会としての結論は出さなければ悪い」と呼ぶ者あり）、委員会としてはですね。いや、それは重大なことでであると、委員会がしたということですね。はい、わかりました。そうしたら、この議会での決については、重大であるかということ別にするということですね。その確認だけをきちっとしておきたいということは何故かということ、委員会のあり方の賛否を問うたというその採決ですね、そのあり方は、明らかに私は誤りであるというふうに思っているからですね。

（発言する者あり）それは、委員長報告としての中で申し上げたから、経過としてはお聞きしますけれども、そのことを確認いたしました。

○議長（首藤 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

（四番・平野文活君登壇）

○四番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、委員長報告のうち、三ヶ尻正友議員を刑事告発する部分についての反対討論を行います。

それは、百条委員会の審議を通じて三ヶ尻議員の行動や言動は、政治的・道義的に厳しく糾弾されるべきだけれども、刑事告発には至らないと判断したからであります。以下、各論点について述べたいと思います。

まず、総合体育館の業者選定にかかわる疑惑についてであります。

総合体育館の設計業者及び施工業者の選定について、三ヶ尻議員が圧力をかけたという疑惑が提起されました。通常、この種の疑惑の場合、特定の業者の意を受けてその業者を押し込み、その見返りをもらうということが多いわけです。その場合は、贈収賄として犯罪が成立いたします。設計業者の選定をめぐって大学教授に電話をかけた問題では、証人尋問で証人も、裏に何かある、私腹を肥やそうとしているのではと思った、と証言されております。私も証人尋問で、電話をかけた動機について問いただしました。しかし、贈収賄が成立するような事実関係は、明らかにはなりません。施工業者の選定をめぐって助役らに圧力をかけたという問題も、三ヶ尻議員は、なぜ三階建てなのか、なぜ二階建てではいけないのか、また、なぜランクの高い別府の業者が指名されないでランクの低い業者が指名されたのか、ということを指摘しており、そういう指摘をすること自体は不当なことではありません。しかも、助役らは「公明正大」と反論しておりますが、説得力ある反論になっておりません。また、この場合も贈収賄が成立するような事実関係は、明らかにはなっておりません。逆に、この施工業者の選定をめぐっては、談合が行われたという情報が、市当局にも、また私たち日本共産党にも寄せられ、三つの工事のうち二つの工事で、事前情報どおりの業者が落札したということが起こりました。私たちは、議会でも問題にしましたが、当局の答弁は、調査の必要なしと判断した。たまたまそういう結果になったが、談合はなかったと思う、というものでした。助役らは「公明正大」と言いますが、私たちは、今でも疑問に思っております。

問題として残るのは、乱暴な言葉を遣い、相手が拒否してもなお執拗に追及した。その結果、相手が恐怖や苦痛を感じたという問題です。しかし、私たち日本共産党は、これだ

けでは刑事告発には相当しないと判断しました。しかも、証人尋問の中で、大学教授自身が、電話は一回限りで、その後は嫌がらせとか脅迫とか思うようなことは起こっていない。もう終わったこととと思っていた、と証言しているのですから、これを刑事告発することはできません。

次に、市民の最も関心のある市税滞納問題です。

当初、市当局は、守秘義務を理由に一切の資料提出を拒否しておりましたが、公職にある方の滞納については、市民世論も考慮して提出に応ずるということで、三ヶ尻議員個人の資料が提出されましたが、この内容については秘密会での審議経過であり、詳細については言及ができません。

今、年末に向けて滞納一掃の取り組みが始まっておりますが、この取り扱いについては、より一層の努力をいただくよう当局に対しても日本共産党議員団として強く求めたいと思います。

次に、広域圏議会の視察問題です。

視察日程と韓国旅行の日程が重なっており、初めから視察に行く気はなく、視察旅費を詐取しようとしたのではないかという疑惑が提起されました。私たちも三ヶ尻議員の行動は不可解だと疑問に思います。しかし、百条委員会の審査では、初めから視察旅費を詐取しようとしていたということは立証されませんでした。視察旅費は、数日後には返還されており、犯罪として告発するには至らないと判断をいたします。

次に、議長車を私的に使用したのではないかという疑惑についてですが、これも百条委員会の審査の中では、私的使用の事実を確認できませんでした。

以上四点について私たち日本共産党の見解を述べました。総合的に判断して、議員として、また市議会を代表する議長として、政治的・道義的には糾弾されるべきであります。しかし、重大な犯罪として刑事告発するには至らないというのが、私たちの見解であります。

最後に一言付け加えますが、果たして三ヶ尻議員は、議長としてふさわしかったのかという原点に戻らなければなりません。三ヶ尻議長誕生直後、多くの市民から、「あげな人を議長にしていいのか」と言われました。私たち日本共産党議員団は、議長選挙において三ヶ尻議員に投票しなかった唯一の会派です。逆に言えば、我が党を除く他の会派は、三ヶ尻議長を選出したという責任があるわけです。委員長報告は、議員政治倫理条例を引用して、三ヶ尻議員に対して厳しく反省すべきと論じておりますが、長期にわたる市税の滞納など、今回の百条委員会で明らかになった事実と照らし合わせると、三ヶ尻議員誕生に

危惧の声を上げた市民の声、また、当時の私たちのとった態度は正しかったと改めて確認しているところであります。

議員各位の御賛同を申し上げて、日本共産党を代表しての反対討論を終わります。（拍手）

（六番・池田康雄君登壇）

○六番（池田康雄君） 私は、先ほどありました百条委員会委員長の最終的な報告は容認できない、容認すべきではないという立場に立って討論をさせていただきます。

三月の議会最終日に設置が決まりましたこの百条委員会の半年間の審議のプロセスの中では、文字どおり紆余曲折とっていい場面があったように思います。その途中で、私には、百条委員会の存続は難しいのではなかろうかと思われるような場面も何度かありましたが、どうにか議会に委員長報告ができる段階まで持ってくることができたのは、富田委員長の卓抜した指導力があつたればこそと敬意を表しておるわけであります。

また、委員会の後段では、証人や参考人の招致があり、それらの内容を書き下ろした証言録などを含めると、委員会の議事録の量は莫大なものとなりますが、これらを短期間のうちに精査・吟味しながら委員長報告をまとめることは、私などの力量からすれば至難のこともうにも思われました。しかし、富田委員長におかれては、一カ月に満たない期間でやり遂げられ、その内容たるや、実に沈着冷静に、しかも知的に整理され、三ヶ尻氏に関しては、倫理上に問題ありといえども、告発すべき内容を持たずと総括されたのであります。

私は、この段階での委員長案を高く評価していた一人でありましたが、残念ながら、委員会最終回においてこの委員長案に反対し、告発すべき内容ありと報告すべしと主張する委員が出てきました。私は、この委員会においても、それは慎重に対処すべき内容であると発言したのでありますが、短時間のうちに多数決で委員長報告にそのことを盛り込むことを決してしまいました。私は、この時点で、富田委員長の日に夜を継いで取り組んだと思われる委員長案は、水泡に帰したも同然だというふうに考えています。

私は、この証人や参考人の証言及び提出された資料を精査しながら審議した結果は、当初の委員長案にあったように、「告発に値すべき内容を持たず」となるべきが当然だと考えます。また、それが別府市議会の良識ではなかろうかと議員皆さんに訴えて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終わります。

これより、本調査の件を採決いたします。この採決は、起立により行います。
お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

これをもって、総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会に関する調査を終了します。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十四年第一回市議会臨時会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、平成十四年第一回市議会臨時会を閉会いたします。

午後零時 零分 閉会